

むろらん



市政だより

6月 / 1日

昭和48年 No.317



市勤労婦人センターにて

室蘭市民憲章

きまりを守り、教養を高め、文化のかおり
あふれるまちをつくれます。

市税条例の一部 改正など審議

四十八年第二回市議会定例会が五月八日から十一日までの四日間開かれまして。

この議会では、一般会計予算に公害調査費など、公害関係予算として、七千七百六十五万円、港湾整備特別会計に九億五千三百万円、住宅事業特別会計に一億八百万円を追加補正したのをはじめ市税条例の一部改正など、議案十八件、報告四件が審議されました。

地方税法の大巾な改正により、市民税、固定資産税、電気ガス税等の市税条例が一部改正されました。

免税点の引上げ

土地、家屋、償却資産の免税点が、それぞれつぎのとおり改正されました。

- ◎土地（課税標準額）八万円が十五万円に
- ◎家屋（同）五万円が八万円に
- ◎償却資産（同）三十万円が百万円に引上げられ、この課税標準額に満たない場合は固定資産税はかかりません。

土地の負担調整措置の廃止

土地の固定資産税は、いままで特別措置（負担調整措置）といいま

す）が設定され、評価額（時価を参考として決定する土地の価格）に直ちに賦課しないで、土地評価額の上昇に応じて、無理でない公平な課税標準を求め（表1）これに税率を乗じて賦課してまいりました。この方法も時代の推移とともに

(表1) これまでの負担調整措置

年度	A 当年度課税標準額 前年の課税標準額× 負担調整率	B 地積 坪	C 課税標準額 (A×B) 円	D 評価額	
				坪当り	合計
42	2,880円×1.2=3,450	50	172,000	10,000	500,000
43	3,450円×1.2=4,140	50	207,000	"	"
44	4,140円×1.2=4,960	50	248,000	"	"
45	4,960円×1.3=6,440	50	322,000	21,000	1,050,000
46	6,440円×1.3=8,372	50	418,000	"	"
47	8,372円×1.3=10,880	50	544,000	"	"
48	10,880円×1.3=14,144	50	707,000	27,300	1,365,000

(表2) 併用住宅敷地の取扱区分

家屋	居住面積 割合による区分 (%)	④により宅地 として扱う割合	
		50%	100%
① 地上5階以上の耐火建築物の場合	25%~50%未満	50%	
	50%~75%未満	75%	
	75%以上	100%	
② 上記①類以外の家屋の場合	25%~50%未満	50%	
	50%以上	100%	

(表3) 土地の課税標準額の算出方法

区分	昭和48年度		昭和49年度	昭和50年度
	住宅用地	① 負担調整措置(表1)をこの2年間に限り、特例として継続します。	② ①によって計算した課税標準額が評価額の1/2をこえる場合は1/2の額とします。	評価額の1/2を限度として課税されます
非住宅用地	法人所有地 ③ 評価額 - 2/3 (A 評価額) - ④ 負担調整措置(表1)の額	個人所有地 住宅用地①と同じ(ただし、②の1/2は適用されない。)	⑤ 評価額 - 1/3 (A 評価額) - ⑥ 負担調整措置(表1)の額	評価額課税の年度になります。(1/2の適用はありません)

地価が著しく上ってきたことと、公平を欠くおそれが出てきましたので、これらの欠かんを防ぎ、適正をはかろうとするのが改正のねらいです。

住宅用地については、住宅政策のうえからも直ちに評価額により課税することは適当でないで、いままでの調整手続きを四十八年四十九年の二か年に限って延長し調整の額が評価額の二分の一を越える場合は、この二分の一の額を限度として計算することに改められました。

住宅用地と非住宅用地の課税標準額の計算方法

住宅用地とは「もっぱら居住の用に供している家屋の敷地をい

参考 <計算事例>

- A 昭和48年度評価額(坪当り27,300円)
- B 昭和47年度課税標準額(坪当り10,880円)
- C 負担調整率 1.3倍
- D 地積 50坪

上記の条件にある土地が **住宅用地の場合**

$$B \quad C \quad D \quad \text{税率} \quad \text{仮算定税額}$$

$$10,880円 \times 1.3 \times 50坪 \times \frac{1.4}{100} = 9,890円$$

$$A \quad D \quad \text{税率} \quad \text{本算定税額}$$

$$27,300円 \times \frac{1}{2} \times 50坪 \times \frac{1.4}{100} = 9,540円$$

差額 350円は4期分で減額となる。

法人所有の非住宅用地の場合

$$A \quad B \quad \text{税率} \quad \text{本算定税額}$$

$$\left\{ 27,300円 - \frac{2}{3} (27,300円 - 10,880円 \times 1.3) \right\} \times 50坪 \times \frac{1.4}{100} = 12,960円$$

$$C \quad D \quad \text{税率} \quad \text{本算定税額}$$

$$1.3 \times 50坪 \times \frac{1.4}{100} = 12,960円$$

仮算定税額は上記と同じ 9,890円

12,960円 - 9,890円 = 3,070円...4期分で追徴する。

ます」。これ以外の土地は、非住宅用地となります。また、併用住宅(店舗、事務所等)などの敷地は、その建物の総床面積に対する居住部分の面積の割合(表2)のように、それぞれ③欄の適用を受

たずねてください。

土地の固定資産税は、改正後の計算が、いろいろの事情で間にあわなかったもので、一応いままでどおりに計算した額(仮算定税額)の納税通知書を送付してあります。改正後の住宅用地、非住宅用地の区分による本算定税額の計算を行ない、変更がある場合は、十一月十五日までに文書で通知し、過不足税額のある場合は、第四期分で精算させていただきます。

※くわしくは、市役所資産課税(二一—二一—内線二四三)におたずねください。

本算定税額の通知と過不足の精算

住宅用地であるかどうかによって課税の方法が(表3)のように異なってくるので、具体的には現況調査をしてから課税標準額を計算します。

特別資金貸付制度を制定

建築物等の移転を促進

本市の公共事業の施行に伴い、建築物の移転、または、土地が買収される方に、その移転および土地の購入等に必要な資金を融資することにより、建築物等の移転を促進し、公共事業の円滑な進展を図るため、この制度が制定されたもので、その内容はつぎのとおりです。

☆資格

1本市の公共事業の施行区域内における土地、建築物等の所有者、借地権者および借家権者であること。

2公共事業の施行に伴う土地等の譲渡、または、移転等の補償に関する契約を締結し、かつ補償契約に定める移転等の期日を経過していないこと。

3公共事業の施行に伴う建築物の移転、除却、立のき、または、土地購入に必要な資金の調達が困難と認められること

☆融資金額

融資金額は、補償契約に基づく買収代金および補償金(営業保障、その他これに準ずるものを除く)の合計金額の五〇%を

こえないものとし、その最高限度額は一件につき、二百万円以内とする。

☆融資の利率 年利七・二%
☆償還期間、方法 七年以内とし、元金均等月賦償還とする。ただし、六か月据置を認めることができる。

☆融資の方法、取扱い金融機関 室蘭信用金庫から直接融資します。

☆申込み方法

市役所都市建設部契約課用地補償係(市庁舎四階)に備付けの申込み用紙に記入のうえ、同係に提出ください。常時受付けています。

※くわしくは、同係(二一—一一一内線二九九)におたずねください。

一のことからを同時にどなたでも伝えることができるシステムです。

◇スタートは六月一日から◇

テレフォンサービスは、六月一日から実施しますが、一か月間は運用その他のテスト期間とします

☆サービス内容は、市政だよりの「みんなの健康」など、みなさんに役立つお知らせを盛り込んでいきたいと思っています。

このテレフォンサービスについてのご意見、ご要望は、市役所広報広聴課広報係までお寄せください。

テレフォンサービスの番号は

三局 五一五一番

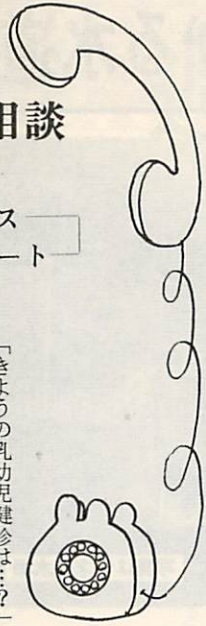
ダイヤルで きょうの健康相談

テレフォンサービス
6月1日からスタート

「きょうの乳幼児健診は?」
電話のダイヤルをまわしますと、市民の健康についてのお知らせを聞くことができます。

これは、市民サービスを目的に情報化時代にふさわしい、市政のPRのひとつとして、テレフォンサービスを行なうことになったものです。

このテレフォンサービスは「天気予報」のお知らせと同様に、同



ヒガラ

の声

市政モニター寸感

室蘭市沢町十五—二

小寺 貞子

市政モニターの委嘱を受けてから一か年間、たくさんのご意見を学び知りました。

これまでは、新聞やテレビで報道される以外のご意見は、比較的関心がありませんでしたが、新しい敬老荘、ユースホステル、望洋台公園などを直接見学し、その目的とするところをこまめに説明されましてから、おそまきながら、市民の一人として市政に関心を持つようになりました。

また、同期のモニターの人達の建設的発言、直言、発想などとても啓発されることの連続でした。

どんな場合でも、モニターの意見が直ちに市政に反映されると思いませんが、それでも近い将来にはきっと浸透することでしょう。そんな思いが、かすかな誇りのように広がってまい

ります。モニターとはそれではないのだと思います。少しでも多岐にわたる行政思考の参考ともなればと考えると、おもいきった直言をする場合もありましたとくに、市長を囲んで開かれたごん談会では、これまでの学習会で学んできた市政に対する意見や要望をまとめて伝え、物価対策、婦人の生きがい、福祉優先の市政、青少年活動への施策など、今後の行政の取り組み方についてごん談をいたしました。このことが市政モニター一年間の収穫であり、私をして知らず知らずのうちに、室蘭を愛する市民に変身させ、社会意識を高めてくれました。

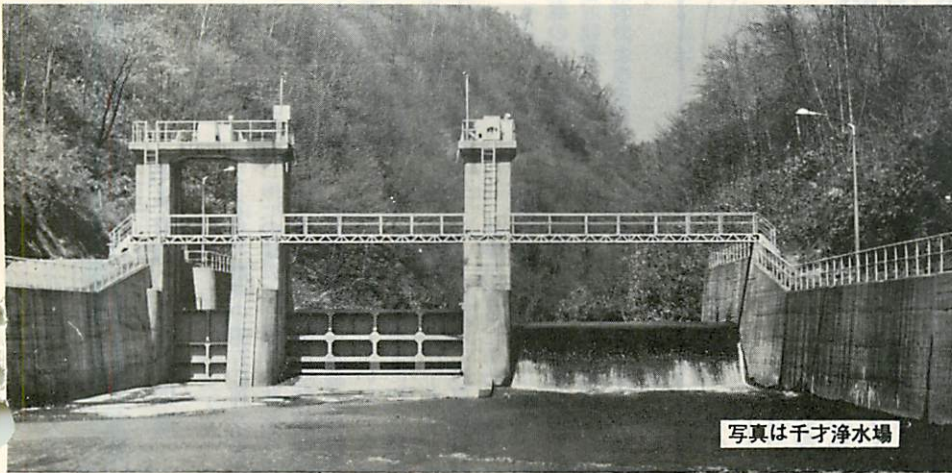
☆ ☆ ☆

表題を「ヒガラの声」としたのは、開港百年市制施行五十年記念事業のひとつとして、市民の緑化思想普及と自然保護の気運を盛りあげるため、市の「花木・鳥」を指定しようとして、みなさんから公募し、応募されたなかから、室蘭市にふさわしい「鳥」として「ヒガラ」が指定されたからです。

この紙面を、みなさんのものにしていきたく思います。いろいろな質問や話題など、どうぞお寄せください。

送付先 市内幸町一番二号 市役所広報広聴課
※八百字以内とし、住所、氏名を明記してください。(紙上匿名可)

室蘭市民の台所をあずかる水道



写真は千才浄水場

水道事業は、全国的にみても、いろいろな問題をかかえ、財政的にも経営経費の増加などから、相当苦しい現況にあります。このことは、本市の場合も同じように、水道が市民生活の向上と都市人口の集中に対応して、遠くの水源から取水するために、建設費の増大をきたし、起債の元利償還金の累増などが考えられます。また将来の水需用に対処するためには、拡張工事等、配水施設の整備事業計画をし、この事業を施行していかねばなりません。

水道料金について

▽現在の室蘭の水道料金は、昭和四十四年四月に改定されたもので、

皆さんのご家庭には、衛生的でしかも安全で豊富に使用していただける「水」を日夜、監視維持のもとに送っておりますが、これらの水需用の供給の増大に伴ない、新しい事業を起す資金の調達や借入

金を返していくためには、昭和四十七年以降の水の生産原価は、一トン（ m^3 ）あたり四十二円五十

二銭となっております。

つまり、各家庭に給水されるまで一トンあたり四十二円五十二銭の原価がかかるものを、現行料金では、三十三円七十五銭でお使いいただいておりますので、差引き一

トンあたり八円七十七銭ずつ赤字がでてくることとなります。

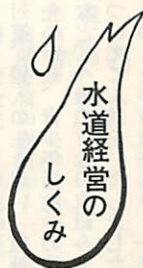
安い水のお値段

▽室蘭の水のお値段は、なんとドラム缶一本（一八リットル）が六円七十五銭となります。

また、お風呂一回分（一トン）が、三十三円七十五銭・一升ビン（一・八リットル）一本では、六銭（〇・〇六円）皆さんが毎日朝お使いになるコップ一杯の水のお値段が、なんと六厘（〇・〇〇六円）一円で約百十七杯、一日二円分の水を飲もうと思ってもたいへんなことです。

このコップの水も何んの不安もなく飲めるのは、毎日、日夜きびしい試験管理が行なわれているからなのです。

一滴の水もお金です。水を大切にむだなく使いましょう。

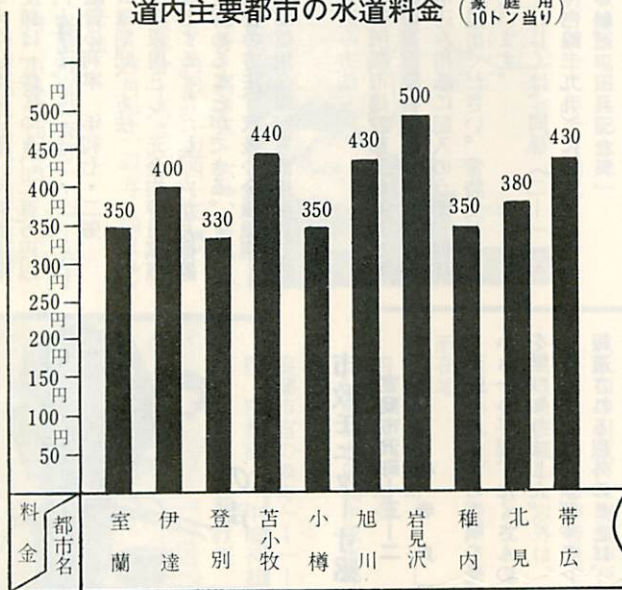


▽水道事業は、地方公害企業法にもとずき、独立採算制をとっております。

独立採算制とは

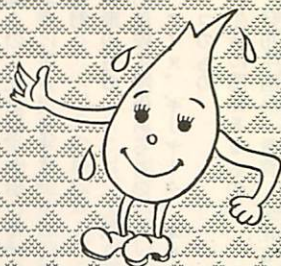
▽会計が、一般会計から独立して事業を運営していることなのです。この運営に必要な経費は、すべて水道料金だけの収入でまかなわれております。

道内主要都市の水道料金（家庭用）



水道週間

6月1日から7日まで



室蘭市水道現有施設概要図



千才浄水場(スライド上映・場内見学)——東地区サービスセンター——市役所発
 ちまいべつ浄水場(昼食・座談会)——東地区サービスセンター——市役所着

水道施設
 見学会を
 実施
 週間中水
 道部では
 つぎのよ
 うに施設
 見学会が
 行なわれ
 ます。
 コース

- ▽白鳥台地区サービスセンター
- ◎6月7日(木曜日)
- 午後一時から午後三時まで
- ▽高砂地区サービスセンター
- 午前十時から正午まで
- ▽中島地区サービスセンター
- 午前十時から正午まで
- ◎6月6日(水曜日)
- 午前十時から午後三時まで
- ▽輪西地区サービスセンター
- 午前十時から午後三時まで
- ◎6月5日(火曜日)
- 午前十時から午後三時まで
- ▽文化センター
- ◎6月4日(月曜日)
- 午前九時から正午まで
- ▽水道部管理センター
- ◎6月2日(土曜日)
- 午後一時から午後三時まで
- ▽母恋地区サービスセンター
- 午後一時から午後三時まで
- ▽祝津地区サービスセンター
- ◎6月1日(金曜日)
- 午前十時から正午まで

水道相談所

無料の部品内容は、
 給水せんの駒皮止ビス・押ゴム・輪ゴムの取替えなど部品代金は全額無料となります。

▽水道部では週間中、軽易な修理や故障点検などのサービスを行ないますが、水道のことでお困りの方は、お気軽に巡回相談所へ、おこしください。

水道巡回 相談所を開設

午前十時から正午まで
 ▽本輪西地区サービスセンター
 午後一時から午後三時まで

故障・修繕のお申し込みは

水道部工務課故障修繕係窓口 電話 大代表④6117番へ
 (内線44番 45番)

水質(色・においなど)についてのお問合せは

水道部管理課水質試験係 電話 ④6861番へ



室蘭市指定文化財の紹介 ①

近年、文化財に対する国民の関心は年を追って高まってきています。そして、文化財保護のための事業も、各種、各方面で広範囲に行なわれています。

本市においても、昭和四十四年に「室蘭市文化財保護条例」が公布、施行され、これに基づいて、市内に現存する郷土の文化財を保護しようとする努力をしています。

文化財は「歴史の代弁者」と考えられ、先人の遺産、また、わたくしたち市民の財産として、後世に長く保存していかなければならないと思います。

このような文化財を、わたくしたちは正しく理解し、愛護することが必要でありましょう。

郷土の文化財は、おおよそつぎのように区分できます。

文化財

☆有形のもの

○民族に関係あるもの

アイヌ、ギリヤーク、オロツコのもの

○生活に関係あるもの

日常生活用品、教育、文化などのもの

○考古に関係あるもの

遺跡出土品、自然遺物など

○産業に関係あるもの

農、商、工、鉱業などのもの

○その他

文献、地図、写真など

☆無形のもの

○声や音、技術など

これらの文化財は、市内にはまだまだ数多く残り、また、発見されずに眠っているものもあると思います。

市では、昭和四十六年度から室蘭市の文化財を指定して紹介します。

これからも、更に調査、研究し郷土の文化財を市民の財産として保護していきたいと思っておりますのでみなさんのご協力をお願いします

辛くて苦しい

屯田兵の日々

北海道の警備と開拓を目的に、明治六年（一八七三年）屯田兵条例が設けられ、同三十七年（一九〇四年）条例が廃止されるまでの約三十年間続いた制度です。

明治二十年（一八八七年）、同二十二年（一八八九年）の二度にわたって、鳥取、愛媛、兵庫、福岡、佐賀、石川の各県の旧士族が応募し、室蘭郡輪西村に入植しました。

しかし、輪西村の土地は悪く、農業を将来の生活目的とする屯田兵と家族たちにとって、非常に辛い苦しい毎日が続き、離散した者も少なくはなかった。

後に、屯田兵たちが開いた輪西村の土地は、鉄道や工場の敷地となり、別な用途で生かされ、今日に続いています。

旧輪西村室蘭屯田兵中隊 関係資料

指定第一号（昭和四十六年度指定）

▽記念物

「輪西屯田兵記念碑」

明治四十二年十月建立



碑部分：高さ三・六m、断面三角形（一辺四十三cm）

台座部分：高さ三・八m、基部四角形（一辺五・四五m）

所在地

室蘭市宮の森町一―一六十四 中嶋神社境内

四 中嶋神社境内

（旧室蘭屯田兵中隊本部跡）

所有者

室蘭市宮の森町一―一六十四

四 宗教法人 中嶋神社

管理者 宮司 森田行拓

指定第二号（昭和四十六年度指定）

▽記念物

「輪西屯田兵旧火薬庫」

木造平家建切妻

建設年月：明治十九年十一月、

第一回屯田兵村建設の時に

中隊本部とともに建設されたものと推定される。

外部：下見板

内部：立羽目

建坪：一〇・六九㎡（約三・二坪）

間口：三・七五m

奥行：二・八五m

（入口の引板戸に陶製の戸車を

使用しているのが特徴であり

屋根を修復した以外は、おおむね原形をとどめているもの

と思われる）

所在地

室蘭市宮の森町一―一六十四

四 中嶋神社境内

（旧室蘭屯田兵中隊本部跡）

所有者

室蘭市宮の森町一―一六十四

四 宗教法人 中嶋神社

管理者 宮司 森田行拓

指定第三号（昭和四十六年度指定）

▽民俗資料

「輪西屯田兵関係資料」

軍服一着 正服上下（第二種）

上衣：紺ラシヤ製、襟、肩

章、袖黄筋入

ズボン：紺降ラシヤ製、外側

紺ラシヤ製、罽毘、鉢巻黄

ラシヤ、帽章真鍮製五星付、

皮頭紐付

食器二個

木製椀うるし塗（内側朱塗、

外側黒塗）

印鑑四個 木製角型

△印影▽

①輪西兵村公有財産取扱事務

所（三・一cm角）

②兵村委員之章（三・一cm角）

③輪西屯田兵合資会社代表社員（一・八cm角）

④北海道室蘭郡私立聖別尋常

高等小学校之印（一・八cm

角）

鋸二挺 鋼製片刃

所有者

室蘭市宮の森町一―一六十四

四 宗教法人 中嶋神社

管理者 宮司 森田行拓

☆ ☆ ☆

次回は、仙台伊達支藩角田藩田家関係資料を紹介します。

※市指定文化財について、くわしくお知りになりたい方は、市教育委員会社会教育課（二一九四

〇七）におたずねください。

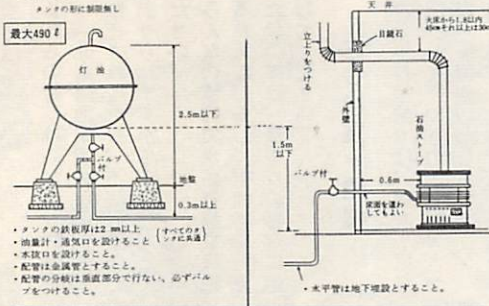
屋外ホームタンクの取付けは正しい方法で

— 市消防本部 —

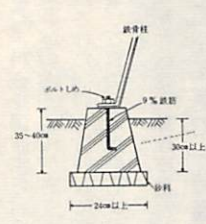
屋外ホームタンクの取付けは、災害防止のうえから、図のように正しい方法で設置してください。

なお、すでに設置されているものであっても、不備な所がある場合は来シーズンまでに改修してください。

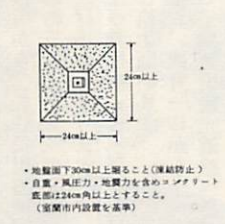
○取付例



基礎部分(断面図)



基礎上面図



※くわしくは、市役所住宅課(二一―一―一内線三五七)におたずねください。
申込み用紙は、市役所住宅課と各地区サービスセンターにあります。

○家賃：七千三百円
○公募戸数：二十戸
市役所住宅課管理係へ
☆住宅の概要

収入基準	種別	人数
第2種	扶養者	0人
円以内		1
611,999		2
761,999		3
911,999		4
1,061,999		5
1,211,999		
1,361,999		

△申込み
○公募戸数：二十戸
市役所住宅課管理係へ
☆住宅の概要

白鳥台団地市営住宅入居者募集
白鳥台市営住宅(第二種)入居者、つぎのとおり募集します。
△申込み受付
六月十一日から六月十六日まで(土曜日は正午まで受付) △申込み資格
市内に住所または勤務先があり税金を滞納していない方で、つぎの収入基準以内であること。

花を愛すること
緑を愛すること
それは人を愛することに通じます

市民文芸の原稿を募集

▽応募上の注意

- 必ず四百字詰原稿用紙を使用のこと。
- 欄外に応募部門を朱記のこと。
- 原稿末尾に住所、氏名を明記のこと。
- 原稿用紙が二枚以上の場合、は右肩をとること。
- 原稿は未発表のものに限る
- 筆名も使用できません。
- 応募原稿は返却しません。
- 選考結果は、八月末日まで応募の採択者のみ通知します。
- 「市民文芸」の発行は、本年十月の予定です。
- ※くわしくは、市立図書館(二一―一六五八)におたずねください。

- ▽作品
 - ① 創作 六十枚以内
 - ② 文芸評論 六十枚以内
 - ③ 随筆・紀行文 五十枚以内
 - ④ 詩 五十行以内
 - ⑤ 短歌 十首以内
 - ⑥ 俳句 十句以内
 - ⑦ 柳句 十句以内

▽応募上の注意

- 筆名も使用できません。
- 応募原稿は返却しません。
- 選考結果は、八月末日まで応募の採択者のみ通知します。
- 「市民文芸」の発行は、本年十月の予定です。
- ※くわしくは、市立図書館(二一―一六五八)におたずねください。

市史編さんニュース

古い絵ハガキも
りっぱな史料

新しい市史では、市民生活の歴史に重点がおかれます。
風俗、習慣(行事や儀式も含む)などを知らため、写真、絵ハガキ新聞、広告などの史料集めにあたっています。
「これは……」とお気づきのものがありましたら、ぜひご連絡をお願いいたします。
なお、五月一日号の市政だよりをお読みになつた方々から、写真帳、伝記の蔵書についてご連絡をいただきました。厚くお礼申し上げます。

市史編さん事務局

家庭園芸シリーズ 2

庭木のせんてい

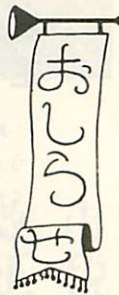
花が終わり、若葉の輝きが美しくなってきました。花の咲く樹は花が終わると翌年の花の準備を始めます。翌年もまた素晴らしい花をつけるために余分な枝を切り、樹の形を整えたりするのが、せんてい、整枝と呼ばれる作業です。

原則として花の咲いたあとです。この枝切りを夏枝切りといい、樹の葉の間の風通しを良くし、葉の繁茂と、葉の十分な同化作用を促進させ、翌年の花芽の分化を起させます。

花芽は来年咲くものが、今年中に準備されますので、不適な時期に枝切りしますと、花芽を切り花が咲かなくなりやすくなりますので注意してください。花芽のできるのは室蘭では大体つぎの時期です。

ウメ：八月中旬～九月上旬、ボケ：九月下旬、サクラ：七月上旬～八月中旬、モクレン：六月上旬～六月下旬、レンギョウ：八月下旬～九月上旬、ツツジ：七月下旬～八月中旬、ライラック：七月下旬～八月中旬

サクラなど、樹液の多いものは枝切りは不適で、俗にサクラ切る馬鹿といわれますが、切り口から樹液がいつまでもにじみ出て、病菌が入りやすくなり腐りやすいからです。



児童手当の現況届 を受け付けします

児童手当を受けている方は、毎年一回児童手当の現況届を提出することになっております。

この届けは、受給者の前年の所得や、養育の状況を確認し、六月から引続き児童手当を支給できるかどうかをきめる大切な届けです。今年も、つきのとおり届出の受け付けを行ないますので、必ず届出をしてください。

☆受付日程 (各会場とも10時から16時まで)

- 六月十二日 祝津地区ササキ
 - 十三日 母恋地区ササキ
 - 十四日 輪西市民会館洋室
 - 十五日 東地区ササキ
 - 十八日 高砂地区ササキ
 - 十九日 中島地区ササキ
 - 二十日 本輪西地区ササキ
 - 二十一日 市社会福祉課
 - 二十二日 白鳥台地区ササキ
- ☆持参するもの 印かん
- ※くわしくは、市役所社会福祉課福祉厚生係(二一―一一内線三七二)におたずねください。

密漁者は 罰せられます

これからは、ますます暖かくなり、海辺で遊ぶ機会が多くなっ

きますが、毎年、ウニ、ワカメ等の水産資源を荒す人が出ております。

これらの行為は「水産資源保護法」「北海道漁業調整規則」により禁止されており、不法行為として罰せられますから十分注意してください。

みんなの協力で水産資源を保護するために、もし、密漁者を発見した場合には、最寄りの警察に連絡してください。

「さつき展」開催

青少年科学館では、開館十周年を記念して、つきのとおり「さつき展」を開催いたします。

△期間 六月十三日～二十日
△場所 青少年科学館付属休 憩温室

※期間中、ご希望の方には「さつき」の園芸指導を行ないます。

公益質屋で 質流れ品即売会

公益質屋で、つきのとおり「質流れ品即売会」を開きます。

☆と き 六月十六日(土)
午後一時から
☆ところ 文化センター(四階)
☆即売品 衣類、貴金属、時計、電気製品など。

北海道物価統計 調査にご協力ください

北海道物価統計調査が行なわれていきます。

この調査は、道民の日常生活のうえで、主要な商品の小売価格やサービス料金を調査するものです。知事から任命された調査員が、選定された商店を訪問していますので、ご協力をお願いします。

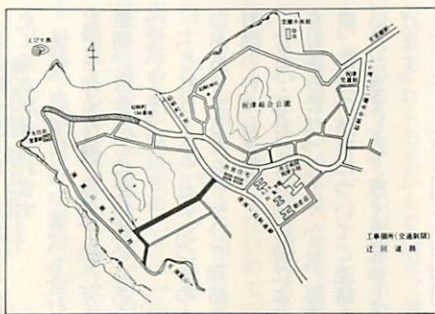
絵鞆地区区画整理事業

道路工事で一時通行止

幹線道路代替工事のため、絵鞆町市街から、先住民慰霊碑付近までの約三百メートルの区間が、一時通行止めとなります。

工事期間中、ご不便をかけますがご協力願います。

なお、六月一日から十一月末頃まで、測量山観光道路へ通ずる道路は、左図の迂回路を通行してください。



ごみは集収日の朝に指定の場所に出しましょう



＜離乳食講習会＞無料
7月2日 衛生輪西分室
・時間…13.00～15.00
・対象…48年3、4月生まれの赤ちゃんをお持ちのお母さん。
・申し込み…市衛生課保健係へ申込みください
定員30名でしめきります。

◆レントゲン撮影
・時間…13.00～15.00
6月19日 市役所保健室
・時間…13.00～13.45
◆種目
・3種混合…生後3か月以上の乳幼児(無料)
・種痘…生後6か月から24か月の乳幼児(無料)
・ジフテリア(無料)
・破傷風…有料1回80円
・日本脳炎…満3歳以上の道外旅行者(1回80円)

＜定時予防接種＞毎週
・時間…13.00～14.45
火曜日 市役所保健室
水曜日 中島地区ササキ
木曜日 衛生輪西分室
金曜日 本輪西地区ササキ
6月7日 白鳥台地区ササキ
18日 中島地区ササキ
19日 衛生輪西分室
20日 市役所保健室

＜乳幼児相談＞無料
6月4日 中島地区ササキ 20日 本輪西地区ササキ
・時間…9.40～11.00
5日 衛生輪西分室 6月5日、19日
6月5日 市役所保健室 6日 市役所保健室
7日 衛生輪西分室 “ 本輪西地区ササキ
12日 市役所保健室 20日 中島地区ササキ
14日 衛生輪西分室 21日 衛生輪西分室
15日 本輪西地区ササキ 22日 本輪西地区ササキ
19日 市役所保健室
6月20日 白鳥台地区ササキ
・時間…13.00～14.00
＜家族計画相談＞無料
・時間…10.00～10.30
6月11日 衛生輪西分室
＜結核検診＞無料
◆ツ反
・時間…13.00～15.00

街頭献血にご協力ください
6月14日 ニュージャパン前 12時～15時